

徳島県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和六年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
287	福井椿泊加 茂前	阿南市椿町庄田八六番一 九地先から 同 地先まで 九七番一	旧	三・五〇四・七	四〇・〇
		阿南市椿町庄田八六番一 九から 同 地先まで 九七番一	新	五・四〇一・二	四〇・〇